市民政策コメント

取市景観計画(案)

みなさんのご意見を お寄せください

本市は、日本最大の砂丘として知られる鳥取砂丘をは じめ、紺碧の日本海や湖山池、清らかな流れの千代川、 市街地にそびえる久松山など、水と緑豊かな自然景観を 多数有しています。また、山城の鳥取城跡、鹿野城下町、 因幡国庁跡など、多くの歴史的・文化的景観が当時の面 影を残しています。本市は、これらの個性あふれる資源 を次の世代へ伝えていくため、景観まちづくりの指針と なる「鳥取市景観計画」の策定を進めています。

このたび、「鳥取市景観形成審議会」で検討を進めて きた計画(案)がまとまりましたので、お知らせします。

部画の無題

景観計画区域

本市全域を本計画の適用対象区域と定めます。

景観形成重点区域

景観計画区域のうち、景観形成上特に重要な次の4地 域を景観形成重点区域とし、より厳しい基準により景観 形成を重点的に推進します。

- ▶ 久松山山系地域 ▶ 湖山池地域 ▶ 因幡白兎地域
- ▶鹿野城下町地域
- ※今後、住民提案または住民などとの合意形成に基づき、新 たな地域を追加指定することができます。

(景観形成の対象および主な規制内容)

本市全域における、一定規模以上の建築物・工作物の 建築、土石の採取、木竹の伐採、屋外での土石・物品な どの堆積などを行う場合は届け出が必要です。

●例えば…

本市全域の建築物の新築などの場合、高さ13行起、また は建築面積 1000 平方に超(商業系および工業系の用途地域 の場合は、高さ20 流、建築面積1500平方流超)のものが 届出対象となります。なお、景観形成重点区域の中には、さ らに小規模なものでも届け出が必要な区域があります。

主な規制内容

▶建築物・工作物の建築の場合は、外壁などで利用でき る色彩を数値化します。

- ▶土石の採取の場合は、長大な法面または、擁壁が必要 とならないようにすることとします。
- ▶木竹の伐採の場合は、伐採後すみやかに緑化を行うこ ととします。
- ▶土石・物品などを堆積する場合は、遮へいを行う塀の 色彩などについて数値化します。
- ※景観形成重点区域は、基本的にこれらの規制が強化されま す。また、一部の区域では、屋根瓦の色が限定されます。

ご意見のあて先、資料の 配置場所はこちらです!



しています!ご意見お待ち

提出方法 様式は問いません。住所・氏名を明記のう え、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかで

資料配置 8月1日(水)から市役所本庁舎総合案内 所/市役所本庁舎都市計画課/市役所駅南庁舎総合窓

口/各総合支所産業建設課

※鳥取市ホームページにも掲載しています。

提出期限 8月31日(金)必着 提出・問い合わせ先 市役所本庁舎

都市計画課 € (0857)20-3271 ⋅ €

(0857) 20-3048

電子メール tosikei@city.tottori.tottori.jp

~市長への手紙~ 平成18年度実施状況

平成18年度に、市民のみなさんから「市政提案箱」 へ寄せられた意見・提案などは526件でした。たく さんのご意見・ご提案ありがとうございました。

提案内容の分類 (上位 10 項目)

順位	テーマ	件数	順位	テーマ	件数
1	福祉関係	34件	6	ごみ関係	20件
2	道路の維持管理	33件	7	観光振興	16件
3	交通対策	24件	7	公民館	16件
4	子育て支援	23件	9	図書館	15件
5	総合計画 など	21件	10	公園管理	13件

ご意見をお待ちしています

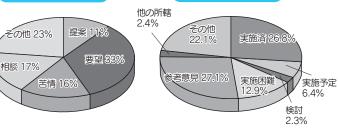
市役所、各総合支所など市関連施設に、切手不要 の専用の封筒と用紙を配置しています。また、市ホ ームページからもみなさんからのご意見をお待ちし ています。

ご要望を受けて実施した主なもの

- ●小学校入学前の児童を含む、3人以上の子ど もを持つ人に対して、子育て支援カード事業 を開始
- ●中央図書館に給水器を設置
- ●ごみのポイ捨て防止、路上喫煙の制限などを 内容とした条例の制定に向けた検討など

提案傾向の分類

検討結果の分類



問い合わせ先 市役所本庁舎市民総合相談課 **届**(0857) 20-3158 · **Q**(0857) 20-3053 電子メール shiminsoudan@city.tottori.tottori.jp

鳥取市住民自治基本条例(仮称)

みんなでつくろう!まちづくりのルール

条例责案を つくるのは、 市民のみなされ であ!

祠民ファーラムを開催しますⅠ

「鳥取市みんなでつくる住民自治基本条例検討委員会」 で検討している内容を広く知っていただくとともに、市 民のみなさんから意見をお聞きし、条例素案に反映して いくことを目的に開催します。

住民自治に関心のある人や、「住民自治基本条例(仮称) って何?」と疑問をお持ちの人など、多くのみなさんの ご参加をお願いします。

■とき・ところ

8月7日(火) 19:00 河原町総合支所第4会議室 8月9日(木) 20:30 気高町中央公民館 大会議室

※8月7日(火)の会場は、「河原町中央公民館」から「河原町総 合支所」に変更となりました。

各種団体との意見交換会を実施します!

現在、次の団体などとの意見交換を計画しています。

- ▶鳥取市自治連合会 ▶鳥取市中学校 PTA 連合会
- ▶鳥取市若者会議 ▶鳥取商工会議所

日ごろの活動を通した意見をいただき、条例素案に反 映していきます。

『昭前説明念』を彫催します!

みなさんの地域や職場にうかがい、出前説明会を 行います。希望される場合は、下記までお気軽にお 問い合わせください。

ポスターとチラシができました!



「みんなでつくろう! まちづくりのルール」 を合言葉にした、PR 用のポスターとチラシを作 成しました。市役所庁舎や地区公民館などの公共施設、各町内会などに掲示、配置していますの でご覧ください。

また、チラシは、「住民自治基本条例(仮称)」について、わかりやすくまとめられています。 地域や職場での研修などにご活用ください。

問い合わせ先

鳥取市みんなでつくる住民自治基本条例検討委員会(事務局)協働推進課 **⑥**(0857)20-3181・ **⑥**(0857)21-1594 電子メール kyodosuishin@city.tottori.tottori.jp ※鳥取市住民自治基本条例(仮称)に関する掲載は、市民広報部会の計画に基づいて行っています。

平成19年度 鳥取市職員採用試験

試験区分	採用予定者数	受験資格	受験案内 配付開始	申込受付期間	第一次試験 試験日	第二次試験 試験日
一般事務 A (大学卒業程度)	5 人程度	昭和 53.4.2 ~昭和 62.4.1 までに 生まれた人	8月1日(水)	8月3日(金)	9月16日(日)	11 月上旬
土木 A (大学卒業程度)	4 人程度	※今年度から受験資格年齢を1歳 引き下げました				
建築 (大学卒業程度)	1人程度	昭和 53.4.2 ~昭和 61.4.1 までに				
保健師	1人程度	生まれた人 ※その他の要件あり				
文化財専門員	1人程度	昭和53.4.2~昭和61.4.1 までに 生まれた人 ※その他の要件あり 昭和53.4.2~昭和63.4.1 までに 生まれた人 ※その他の要件あり 昭和53.4.2~平成2.4.1 までに 生まれた人 ※身体障害者手帳等 の所持など、その他の要件あり	8月28日(火)	8月31日(金) (人) (人) (人) (人) (人) (人) (人) (人) (人) (人	10月14日(日)	11 月下旬
保育士	7 人程度					
一般事務 C (身体等に障害 のある人)	1 人程度					

※本年度は、高校卒業程度を対象とした採用試験は実施しません。 ※詳しくは受験案内または市ホームページをご覧ください。

申込・問い合わせ先

市役所本庁舎職員課 6(0857)20-3107

受験案内・申込書配置場所

市役所本庁舎総合案内所・職員課/市役所駅南庁舎総合窓口/各総合支所/大阪事務所(大阪市北区梅田 1-1-3-2200 大阪駅前第3ビル22階)